

呉地域保健医療計画推進小委員会設置・運営要綱の一部改正について

(改正の趣旨)

医療と介護の緊密な連携の推進等のため、ひろしま高齢者プラン（圏域版）の素案作成等が、県から圏域地对協に委託されたことに伴い、これらの事項についても、地域保健医療計画と一体的に呉地域保健医療計画推進小委員会において協議・検討を行うことを明確にする。

(改正の内容)

呉地域保健医療計画推進小委員会設置・運営要綱の第2条を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第2条 本小委員会は、呉地域保健医療計画及び<u>ひろしま高齢者プラン（呉圏域版）</u>の策定、推進及び進行管理等について協議・検討を行うものとする。なお、協議・検討にあたっては、必要に応じて呉地域保健対策協議会（以下、「呉地对協」という。）に設置された他の専門委員会と調整を図ることとする。</p>	<p>(目的) 第2条 本小委員会は、呉地域保健医療計画の策定、推進及び進行管理等について協議・検討を行うものとする。なお、協議・検討にあたっては、必要に応じて呉地域保健対策協議会（以下、「呉地对協」という。）に設置された他の専門委員会と調整を図ることとする。</p>

(施行期日)

平成29年6月26日

呉地域保健医療計画推進小委員会設置・運営要綱（改正後全文）

（設置）

第1条 呉地域保健対策協議会企画調整委員会（以下、「企画調整委員会」という。）に付属する委員会として、呉地域保健医療計画推進小委員会（以下、「小委員会」という。）を設ける。

（目的）

第2条 本小委員会は、呉地域保健医療計画及びひろしま高齢者プラン（呉圏域版）の策定、推進及び進行管理等について協議・検討を行うものとする。なお、協議・検討にあたっては、必要に応じて呉地域保健対策協議会（以下、「呉地对協」という。）に設置された他の専門委員会と調整を図ることとする。

2 検討・協議の結果は企画調整委員会委員長に意見具申するものとする。さらに、企画調整委員会委員長が必要と認めるときは、呉地域保健策協議会総会及び呉地域保健対策協議会理事会に対しても意見具申することができる。

（委員）

第3条 本小委員会は、企画調整委員会委員長が指名する次のものをもって構成する。

- ① 医療関係者
- ② 行政関係者
- ③ 介護・福祉関係者
- ④ その他関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、企画調整委員会委員と同一とする。

（委員長）

第5条 本小委員会に委員長をおくこととし、その選出は企画調整委員会委員長の指名による。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会務を総理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

（臨時委員）

第7条 協議・検討事項により、関係分野の意見等を必要とする場合、委員長の申出により、企画調整委員会委員長は臨時委員を指名することができる。

2 臨時委員は、関係分野の協議・検討においては、委員と同等とする。

（意見陳述）

第8条 協議・検討にあたって、意見陳述を希望するものは、委員長の了解のもとに本小委員会に出席し、意見を述べることができる。

（その他）

第9条 前各条に定めるもののほか、小委員会の設置・運営に必要な事項については、企画調整委員会委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年2月4日から施行する。（一部改正）
- 3 この要綱は、平成24年6月14日から施行する。（一部改正）
- 4 この要綱は、平成29年6月26日から施行する。（一部改正）